

## 行為が1回きりの事案・対等な関係性における事案

## &lt;当該生徒&gt;

【被害】 中学3年男子（1名）

【加害】 中学3年女子（1名）

## &lt;概要&gt;

- 中学3年の男子生徒Aが、給食時に苦手な野菜を残そうとしているのを見たクラスメートBから「残さず食べよ」と肩を2度程軽く叩かれる。

## &lt;対応&gt;

- 学級担任が双方から以下の内容を確認した。
  - ・ 日常的に上記のようなことが行われていたか。
  - ・ 加害生徒に悪意はあるのか。また肩を叩く強さはどうだったか。
  - ・ 苦手な野菜を食べよう注意を受けた時の被害生徒の気持ちはどうだったか。
  - ・ 被害生徒が肩をポンポンと2度叩かれた時、そのときの気持ちはどうだったか。
- 双方の生徒から聞き取った話の内容に基づき、職員会議で協議を行ったところ、「今回のような行為が日常的なことではないこと」や、「肩を叩くというよりも軽く触れるという程度の行為であったこと」等が確認できたことから、この案件に関しては、いじめに該当しないという結論に至った。  
ただし、被害生徒に肩への接触行為に対する被害感情がみられたことから、今後、生徒同士の身体接触を極力なくすよう全校生徒に指導することを教職員間で共通理解を図り、指導を行った。

## &lt;効果&gt;

- 全校生徒・教職員の共通理解を図ることができ、その後類似した問題等は発生していない。
- 被害生徒もその後、苦手な野菜を食べようと努力する姿が見られるようになった。

**本事案に対するコメント****【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】**

- 本事案は、給食時のやりとりを取り上げた内容であり、Aが嫌いな野菜を残そうとしていることに対して、Bが残さないように指摘した。この場面において、Bの「残さず食べよ」というコメントが、「給食を残してはいけないよ」という善意からのものなのか、それともAの嫌がることをしようという意識なのかが定かではない。そして肩を2度程度軽く叩かれている。Aは事実として嫌いな野菜を食べることを勧められ、どのような心境に至っていたかは分からない。また、Aは肩への接触行為に対する被害感情を持った。

ここで「日常的な行為ではないこと」や「肩を叩いた行為の強弱」を根拠にいじめに該当しないと判断するのではなく、いじめ防止対策推進法の内いじめの定義に基づき、Aが心身の苦痛を感じているかという観点から十分に確認を行う必要があると考えられる。

**【児童生徒への支援（サポート）の視点から】**

- 加害児童生徒の被害児童生徒に対する行為が、仮に善意によるものであったとしても、被害児童生徒が心身に苦痛を伴えばいじめに該当し得ることを確認した上で、Aとの今後の関わり方について事前に確認する必要がある。例えば、必要に応じて、謝罪等の場の設定の検討も必要である。
- またAに対しては、今回のことを踏まえて、今後のBとの関わり方について不安を感じないよう適切なケアが必要であると考えられる。

**【総括】**

- 本事案においては、Aが嫌いな野菜を給食時に食べるように促したBの行為がいじめに該当するかが焦点となる。その際、Aが食べることを促され、かつ肩を叩かれたことに対して苦痛を感じていれば、速やかにいじめと認知して、「いじめという言葉」を使わずに指導ができたと考えられる。
- また、今回は行為が1回きりで対等な関係性のもとで起こった事案であるが、Aが被害感情を持っているのであれば、いじめ防止対策推進法の定義に照らして、「いじめ」として認知して対応する必要があると考えられる。

## 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案

## &lt;概要&gt;

- 被害生徒Aは、加害生徒グループの一員であるが、グループ内での立場が弱く、からかいやいじり、嫌がらせが起こるようになった。
- Aは、グループの一員であるため、自分がされて嫌だと思ふことは嫌だと言えていると主張しており、いじめ被害を認めようとしない。

## &lt;いじめの経緯&gt;

Aが同じグループの一員として行動をともにしていたが、一番弱い立場にあったため、他のメンバーからからかわれたり、いじられたりすることがあった。Aは、常に同じ役割を担わされているわけではなく、言い返したりもしていることを例にあげ、いじめではないと主張している。

## &lt;対応&gt;

- ・ 客観的に見て、いじめに当たる事案としてとらえ、いじめ対応チーム会議を開き、対応した。
- ・ Aから、どのような言動を受けているのか丁寧に聞き取るとともに、Aの心情に寄り添った指導を行った。
- ・ 加害生徒を直接指導することをAが望んでいないため、教育相談の中で示唆的に指導を行った。
- ・ 学年集会を開き、いじめアンケートの結果をもとにした講話を行った。
- ・ 学年集会、教育相談を契機として、いじめについて指導を行った後、経過観察を行い、いじめにつながる言動があった時は、その場でただちに指導を行った。

## &lt;課題&gt;

- ・ いじめ被害を認識しない（しようとしな）生徒に対する指導のあり方について。
- ・ 加害者を含め、集団の中のいじめの存在に気付かせ、仲裁者を増やす取組について。

**本事案に対するコメント****【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】**

- 「からかいやいじり，嫌がらせ」の行為があり，被害児童生徒が「心身の苦痛を感じている」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）のであれば，「いじめ」として認知して適切な措置を講じる必要がある。
- 本事案は，被害生徒Aがいじめ被害を認めていないため，いじめの定義に該当しないようにも思われるが，グループ内における当該生徒の立場など背景事情を考慮し，いじめ対応チーム会議（校内いじめ対策組織）を開催して対応することとした点は評価することができる。

**【児童生徒への支援（サポート）の視点から】**

- 本事案では，加害生徒への指導をAが望んでいなかったために，教育相談の中で加害生徒に示唆的に指導を行うに留まっているが，示唆的な指導だけでは，必ずしもいじめの解消に結びつかない場合があることを認識しておく必要がある。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」で示しているいじめの解消の考え方も参考としつつ，Aに対する「からかいやいじり，嫌がらせ」が予期しない方向へ推移することのないよう，加害・被害生徒とも日常的に注意深く観察することが重要である。この点，学校が経過観察を行い，いじめにつながる言動があったときはただちに指導を行ったことは適切な対応であると考えられる。

**【保護者への説明の視点から】**

- 被害生徒の心情やグループ内での様子，いじめの状況について，経過観察の結果を踏まえ，保護者にも定期的に説明・報告することが重要と考えられる。

## 双方向の行為がある事案

## &lt;当該生徒&gt;

【被害】 中学校 2 年男子 A（1 名）      【加害】 中学校 2 年生 B， C， D， E（4 名）

## &lt;概要&gt;

- 中学校 2 年男子 A が、同級生 B， C， D， E からあだ名をつけられ呼ばれている。
- A も B， C， D， E に同じようにあだ名をつけてグループの輪に入ろうとしているが、その生徒の行為だけ、周囲から否定されている。
- A は他の 4 名と仲良くやりたいと思っており、あだ名をつけられていることは、友好の証ととらえている。A も他の 4 名に自分と同じようにあだ名をつけているが、なぜか自分の行為は否定されているような気がしている。

## &lt;対応&gt;

- ・ 生徒指導部会での報告，対応策の検討，職員会での情報共有を行った。
- ・ A に対して，今の気持ちを聞くための面談を行った。
- ・ A は指導を望んでいなかったが，正しくない言葉遣いや，人を傷つける言葉遣いは，他の 4 名のために良くないことから，耳にした時点で指導することを確認した。
- ・ 同様に他人にあだ名をつけている行為について，仲の良さはき違えないようにと指導した。
- ・ B， C， D， E の生徒には個人面談を行い，A に対する感情や，振る舞い方について話を聞き，アドバイスと指導を行った。

## 本事案に対するコメント

- ア：あだ名で呼ばれることに対して、当該児童生徒が心身に苦痛を感じているのであれば、いじめに該当すると捉えて対応する必要がある。また、双方向の行為がある事案については、「いじめの防止等のための基本的な方針」にあるとおり、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが必要である。
- イ：本事案では、被害生徒Aが、加害生徒4名にあだ名をつけてグループの輪に入ろうとしているが、その行為が否定されている状況にある。Aは加害生徒4名と仲良くしたいと思っているためか、当該4名への指導を望んでいないようだが、Aの感じる被害性に着目して、個人面談や指導など必要な対策を講じたことは適切であったと考えられる。
- ウ：本事案の記述からは明らかでないが、加害生徒に指導を行う際は、友情に由来するあだ名であっても、相手に心身の苦痛を与えてしまいかねないことを、あわせて理解させることが考えられる。

## グループ内のトラブルなどの事例

## &lt;当該児童&gt;

【被害】 小学校 3 年 女児 A (1 名)

【加害】 小学校 3 年 女児 B, 小学校 4 年 男児 C (2 名)

## &lt;概要&gt;

- 1 1 月中旬, 3 日間に渡って, 登校班で登校中, 小学 3 年生の女児 A が, 同じ登校班の小学 3 年生女児 B と小学 4 年生男児 C から「しつこく足を踏まれる行為」を受けた。女児 A は心身ともに苦痛を感じていた。その行為を見ていた登校班の児童が担任に報告。しかし, 担任は, 事実を確認すると「足踏み遊び」の中で起こった行為であったことから, 「いじめ対応チーム」に報告しなかった。
- 1 1 月下旬, 女児 A は学校を欠席。その日に女児 A の父親が来校。学校は父親の訴えから「しつこく足を踏まれる行為」を受け, 心身ともに苦痛を感じていたことを知る。学校は加害及び被害の児童の聞き取り調査を行い, 「足踏み行為」を確認。児童同士による「謝罪」をもって事案終結としていた。加害及び被害の保護者には, 面談による報告や謝罪の場に同席させることもなく, 電話連絡に留まっていた。
- 1 2 月中旬, 女児 A が 1 週間連続して学校を欠席。欠席の理由は「同じクラスの女児 B が怖い」であった。1 2 月下旬, 女児 A の父親が, 女児 B と男児 C の保護者を家に呼びつけ, 謝罪させるという事案が発生した。学校が市教育委員会に「いじめ」の報告をしたのはこの直後であった。

## &lt;対応&gt;

- ① 学校が「足踏み事案」を確認した直後の対応
  - ・ 管理職, 生徒指導, 担任で「今後の指導について」協議。
  - ・ 女児 B と男児 C から聞き取り。
  - ・ 女児 B と男児 C が女児 A に謝罪する場を設定。
  - ・ 加害・被害児童の保護者に指導の結果を電話にて報告。
  - ・ 女児 A の不安解消のため, 集団登校時に教諭が同行。  
その後, 女児 A は連続 1 週間の欠席。女児 A の保護者が女児 B と男児 C の保護者を家に呼びつけ謝罪させるという事案に発展した。
- ② 学校が「いじめ」と認定した後の対応
  - ・ 「学校いじめ対応チーム」にて, 今後の指導について協議。
  - ・ 加害・被害児童の保護者に直接会い, 事実とともに指導方針を伝える。
  - ・ 「ケース会議 (市教委やスクールカウンセラーも参加)」を継続して開催。
  - ・ 女児 A が別室で学習できる体制を構築。
  - ・ 進級時に女児 B と違う学級・登校班になるよう配置。その結果, 女児 A は, 3 学期は別室で, 4 月以降は教室で毎日学習している。

## &lt;効果&gt;

- ・ この事例により, 「いじめの定義」「早期発見における取組」「措置」等が学校において徹底されていないことが明確となり, 全教職員で「学校いじめ防止基本方針」を確認するとともに, 「学校いじめ対応マニュアル」を作成する契機となった。
- ・ 「いじめ」認定後, 別室で学習できる体制の構築, 進級時の学級・登校班編成により, 被害児童が安心して登校できるようになった。

**本事案の対応に対するコメント****【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】**

- 11月中旬の「足をしつこく踏まれる行為」について、担任は事実の確認を行い、女兒Aは心身に苦痛を感じていたにもかかわらず「足踏み遊び」の中で起こった行為であるとして、校内のいじめ対策組織（いじめ対応チーム）への報告を行わなかった。
- これは、いじめ防止対策推進法第23条第1項が求める「いじめの事実があると思われるとき」の「学校への通報」が適切に行われていないケースとすることができる。この時点で、いじめの疑いがあるとしていじめ対策組織へ報告し、組織的な対応をとる必要があったと考えられる。

**【児童生徒への支援（サポート）の視点から】**

- 学校が「しつこく足を踏まれる行為」を確認した直後、聞き取りや謝罪の場の設定、集団登校時の教諭の同行等の対応をとったが、Aの不安は解消されなかった。
- その後、いじめと認知し、いじめ対策組織での指導方針を受けて、別室での学習体制の構築や進級時のBとの学級・登校班を分けることを提案した結果、Aが安心して登校できるようになった。
- より早期の段階から、いじめを認知した上で、Aの心情に寄り添った対応を行うべきであった。

**【保護者への説明の視点から】**

- 11月下旬に来校した際に、「足踏み行為」がいじめに該当することや今後の指導方針等を丁寧に説明する必要があった。Aの不安が解消されていなかったために、Aの父親がBとCの保護者を家に呼びつけ、謝罪を求める事態に至ってしまった。

## 組織的ないじめの認知（その1）

## ＜当該生徒＞

【被害】 高校1年女子A（1名）      【加害】 高校1年女子B（1名）

## ＜概要＞

高校1年生女子生徒が、学級内の女子生徒から席が近くなったことや体育等でペアを組む際に「最悪，地獄，キモい」と言われるなどの訴えが本人からあった。

## ＜対応＞

- ・ 訴えを受け、担任、学年主任、生徒指導部が連携し、Aと仲の良い生徒3人から聞き取りを行った。その中で、「学級内の女子が2つのグループに分かれており、Aがもう一方のグループから毛嫌いされている。特にBのAに対する言動はひどい」との情報を得た。
- ・ 聞き取りを受け、いじめ認知対応委員会が協議し、Aの保護者に実態を報告することを決めた。Aの保護者は、実態に驚くとともに、Bに直接注意することは避けて欲しいと述べた。学校は学年全体に指導すること、本人を見守るとともに様子を定期的に伝えることなど、家庭と連携していくことを伝えた。
- ・ 学年集会で全体指導を行うも、状況の改善が見られなかったため、いじめ認知対応委員会で協議の結果、Bに聞き取りを行うとともに、指導を行うことを決定した。
- ・ BはAに対する言動を認め「Aに原因があるのではなく、自分に悪感情があるために行ったもの」と答えた。
- ・ いじめ認知対応委員会は、指導を行ったにもかかわらず改善が見られなかったことを重く受け止めさせ、今後の生活について考えさせるために、謹慎指導を行うこととし、校長は保護者を召還し、申し渡しを行った。
- ・ Aの保護者に状況を説明し、学校の対応に納得してもらった。今後も連携して見守ることを確認した。

## ＜成果＞

- ・ 生徒の訴えを受け、複数の職員が関わり、組織的に対応することができた。特に実態把握をする上で、周辺生徒への聞き取りをすることで、全容を把握することができている。
- ・ 指導後の見守りが、改善していないことを確認することに繋がった。また、加害生徒については毅然とした態度で指導するとともに、指導後の学校生活について考える指導がなされた。

**本事案の対応に対するコメント****【いじめ防止対策推進法に基づく視点から】**

- 生徒の訴えを受け、組織で今後の指導方針を定め、対応している。また、実際の対応の結果を即座に評価し、新たに方針を変更し指導を進めている。このことによって、加害生徒の指導後の様子を常に見守るとともに、被害生徒へのいじめをやめさせることに繋がった。
- 加害生徒への聞き取り内容や指導後の改善の見られない様子から、謹慎指導を進めることを判断し、保護者に対しても申し渡しを確実にし、いじめ事案に対して厳しい対応をとった。

**【児童生徒への支援（サポート）の視点から】**

- 女子のグループ間の関係性も踏まえ、被害Aの仲の良い生徒からの聞き取りによって、いじめの全体像を掴んだ上で、特に加害BのAに対するいじめに早急に対応できた。
- 加害Bへの指導後の見守りの強化によって、即座にいじめ行為が継続されていることを把握し、加害Bへの指導の在り方を修正するとともに、指導のレベルを上げて対応した。

**【保護者への説明の視点から】**

- 被害生徒Aの保護者への説明を躊躇う様子が伺えるが、早い段階で状況を伝えることにより、A本人へのいじめ行為への対応が速やかにとれるようになった。
- 保護者の要望を踏まえ、直接的な指導ではなく、学年集会における全体指導を当初選択しているが、全体指導と個別指導の効果等を見極め、保護者に事前に説明した上で、早期に個別指導を行うことも考えられた。

**【総括】**

いじめ加害生徒及び被害生徒に対する指導を実施した後、双方の状況を「見守る」ことは欠かせない。本事案では、見守りを継続したことによって、Aへのいじめ行為が継続されていることが分かり、加害生徒がいじめ行為の非や責任を十分に自覚できていないことが明らかとなった。その後、加害生徒への反省を求めるとともに、今後の学校生活について考えさせるために謹慎指導を行ったことは、いじめ行為の重大さに気付かせる契機になったと考えられる。

## 組織的ないじめの認知（その2）

## &lt;当該児童&gt;

【被害】 小学校5年男児A(1名) 【加害】 小学校5年男児B, C, D(3名)

## &lt;概要&gt;

- 小学校5年男児Aが、同学級の男児B, C, Dから継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると保護者より学級担任に相談があった。
- 保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が届かない場面で行われているようであるとのこと。

## &lt;対応&gt;

- いじめの発見
  - ・ 担任は保護者からの相談により、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや心身の状況を丁寧に聞き取るとともに、今後、校内いじめ防止対策会議に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、今後、保護者と相談の上で進めていくことを話した。
  - ・ 担任は、保護者からの相談内容を学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに校内いじめ対策会議を開催した。対策会議では、これまでに実施したアンケートや関係児童の生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B, C, Dには現担任と学年主任(必要に応じて養護教諭)が聞き取りを行うことを決めた。
  - ・ 学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。
- 情報共有
  - ・ Aの聞き取り後、対策会議でAの状況を情報共有し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして対応することを確認。また、Aからの聞き取りにおいて、SNSによる仲間はずれの疑いも浮上したため、その内容に即してB, C, Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定。
  - ・ 学校はB, C, Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できたが、SNSでの仲間はずれ等については確認することができなかった。
- いじめに該当するか否かの判断
  - ・ 対策会議では、これまでの情報を整理し、本件の“言葉による嫌がらせ”はいじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずれは確認できなかったものの、もし、事実であればこの行為もいじめに該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。
- 関係保護者への報告及び謝罪と見守り
  - ・ 学校は対策会議での調査の結果を関係保護者へ報告し、言葉による継続的な嫌がらせについてはB, C, DがAに対して謝罪することができた。しかし、SNSによる仲間はずれについては関係児童・保護者ともに事実を認めることがなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかったため遺恨が残り、現在、Aの保護者は警察へ相談し、法的手続きも検討している。

**本事案の対応に対するコメント****【いじめの認知について優れている点】**

- いじめに関する保護者からの相談を受け、被害児童Aに対するいじめの疑いを校内いじめ対策会議に報告し、組織的な対応をとることを保護者に約束した。
- 被害児童及び加害児童からの聞き取りについて、話しやすさや人間関係が構築されていることを考慮して担任や学年主任を充て、事案の内容が聞き取れるようにした。

**【情報共有について優れている点】**

- 被害児童Aからの聞き取りを受け、対策会議において「いじめ」として認知し、対応する方針を固めた。さらに、Aからの聞き取りにより浮上したSNSによる仲間外れに関する情報も共有し、加害児童に個別の聞き取りを実施した。

**【いじめの判断について優れている点】**

- いじめ対策会議において、「言葉による嫌がらせ」をいじめ防止対策推進法の定義に基づきいじめとして認知し、対応を判断した。加えて、SNSでの仲間外しにおいても、行為の疑いがあることから、いじめの可能性を踏まえながら対応していくことを方向付けた。

**【保護者への対応について優れている点】**

- いじめ対策会議の調査結果を関係保護者に報告するに当たり、事実をもとに説明し、加害児童から被害児童に対して言葉によるいじめについての謝罪を行わせた。